

税務課からのお知らせ

固定資産縦覧帳簿の縦覧について

納税者等は、自己の土地家屋について、他の土地や家屋と評価額を比較し、適正であることを確認することができます。

■縦覧のできる範囲（記載されている内容）

- ・土地価格等縦覧帳簿
所在、地番、地目、地積、価格
- ・家屋価格等縦覧帳簿
所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

■縦覧場所 福崎町役場 税務課

■縦覧期間 4月1日～6月1日
(土・日曜日、祝日を除く)

■縦覧できる人

- ・土地、家屋の固定資産税の納税者、納税管理人
- ・納税者と同一世帯の親族
- ・委任状を有する代理人

■持参するもの

- ・本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
- ・代理人の場合は委任状（委任状は要印鑑）

固定資産課税台帳の閲覧について

納税義務者等は、自己の資産について、固定資産課税台帳に記載された事項を確認することができます。

■閲覧できるもの 固定資産課税台帳（名寄帳）

■閲覧できる人

- ・土地、家屋、償却資産の固定資産税の納税義務者、納税管理人
- ・納税義務者と同一世帯の親族
- ・委任状を有する代理人
- ・借地、借家人等の利害関係人
(※下記の範囲でのみ閲覧可)

■借地人・借家人が閲覧できる範囲

- 借地人…借りている土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額
- 借家人…借りている家屋の所有者名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格及びその敷地である土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額

■持参するもの

- ・本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
- ・代理人の場合は委任状（委任状は要印鑑）
- ・借地、借家人等の利害関係人の場合、賃貸物件の明記された契約書等の利害関係がわかる書類

固定資産の価格に係る不服審査

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、福崎町固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができます。この審査の結果、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、価格が修正され、税額が修正されることとなります。

■審査申出期間

固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示日（通常4月1日）から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までに、文書をもって審査の申し出をすることができます。

Q 家屋を取り壊しました。手続きはどのようにしたらよいですか？また、固定資産税はどうなりますか？

A 家屋を取り壊した場合は、税務課資産税係まで「とりこわし家屋報告書」を提出してください。

固定資産税は毎年1月1日に所在する家屋に課税されます。そのため、取り壊した年の年度分は課税され、翌年度分から課税されなくなります。

「とりこわし家屋報告書」が提出されず、他の方法でも取り壊されたことを把握できない場合（例…滅失登記をしていない場合など）は、固定資産税が課税され続けてしまいますので、ご注意ください。

軽自動車の「廃車・譲渡」

手続きはお早めに！

令和8年4月1日に、軽自動車等（原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカー等）を所有している人には、令和8年度軽自動車税が課税されます。

所有者が町外に転出したときや、車両を廃車・譲渡したときは、すみやかに廃車手続きをしてください。

また、盗難や故障等で使用していない車両であっても、廃車手続きをしていない場合は課税対象となります。該当する所有者は令和8年3月末までに廃車手続きをしてください。

手続きに必要なものについては税務課管理係までお問い合わせください。

軽自動車税について 管理係（内線344）

固定資産税について 資産税係（内線345・346）

町職員の給与や職員数を公表します

町職員の給与は、生活費、並びに国、他の地方公共団体の職員及び民間企業の従事者の給与等を考慮して、町議会の議決を経て条例で定めています。また、町長、議長及び特別職の報酬等は、町内の各種団体の代表者等によって構成される特別職報酬等審議会の意見を聴いて、町議会の議決を経て定めています。職員の給与等の状況を広くみなさんに知っていただくために、その概要を公表します。

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R7.1.1現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B÷A)	前年度 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	18,575	10,227,684	182,774	1,861,844	18.2	18.6

- (注) 1.人件費には、一般職員の給与、特別職の給料・報酬、共済組合負担金等が含まれています。
 2.実質収支=歳入総額-(歳出総額+翌年度へ繰り越すべき財源)
 3.令和2年度から会計年度任用職員も含んでいます。

2. 職員給与の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B÷A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	129	510,075	104,058	202,973	817,106	6,334

- (注) 1.職員手当には児童手当、退職手当を含みません。
 2.職員数は令和6年4月1日現在の人数です。

3. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
福崎町	334,296円	42.2歳	353,000円	56.8歳
国	332,237円	41.9歳	294,567円	51.3歳

- (注) 1.一般行政職とは、特別職、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職及び技能労務職を除いたものです。
 2.技能労務職とは、運転員、作業員などです。
 3.令和7年度福崎町のラスパイレス指数(国家公務員の給料を100として算出する)は98.2となっています。

4. 職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区分		福崎町	国
一般行政職	大学卒	232,000円	232,000円
	高校卒	200,300円	200,300円

5. 職員の経験別・年数別・学歴別標準給料月額の状況

(令和7年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	296,900円	320,600円	369,200円
	高校卒	261,700円	296,900円	320,600円

6. 一般行政職の級別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	技監 町参事	課長 課参事	課長 課参事 副課長	課長補佐 係長	主査	主事	主事	
職員数(人)	2	12	4	32	26	10	7	93
構成比(%)	2.2	12.9	4.3	34.4	28.0	10.7	7.5	100.0
参考 1年前の構成比	2.1	12.8	6.4	29.8	33.0	9.5	6.4	100.0

- (注) 1.職員数は、福崎町給与と条例にもとづく給料表の級区分による職員数です。
 2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

8. 職員の福祉および利益の保護の状況

共済制度	職員は、社会保険制度の一環として、兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入し、医療、年金などの給付を受けています。
互助制度	職員は、一般財団法人兵庫県市町村職員互助会及び福崎町職員互助会に加入し、福利厚生を充実を図っています。
健康管理	定期健康診断、ストレスチェック、人間ドック、脳ドック、子宮がん検診を実施
公務災害	公務災害発生件数 0件 通勤災害 0件 (令和6年度)
措置要求・不服申立て	勤務条件に関する措置の要求 0件 不利益処分についての不服申立て 0件 (令和6年度)

9. 特別職報酬等の状況

区分	給料・報酬月額		期末手当
	令和7年4月1日現在		
給料	町長	581,000円	6月期 2.275月分 12月期 2.325月分 計 4.60月分
	副町長	538,400円	
	教育長	527,000円	
	公営企業管理者	468,000円	
報酬	議長	370,000円	計 4.60月分
	副議長	280,000円	
	議員	255,000円	

10. 定員の状況

部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数			令和7年の対前年度増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年	令和7年		
一般行政部門	議会	3人	3人	3人	0人	退職不補充
	総務	33	31	31	0	
	税務	7	7	7	0	
	民生	40	43	42	△1	
	衛生	10	9	9	0	
	農林水産	10	11	11	0	
	商工	3	3	3	0	
	土木	12	12	11	△1	
小計	118	119	117	△2	退職不補充	
特別行政部門	教育	13	13	12	△1	正規職員を臨時職員に変更
	小計	13	13	12	△1	
普通会計	計	131	132	129	△3	
公営企業等会計部門	水道	4	4	5	1	水道事業の充実
	下水道	7	6	6	0	
	その他	9	9	9	0	
	小計	20	19	20	1	
合計	計	151	151	149	△2	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いたものです。

7. 職員の手当の状況

区分	福崎町	国の制度との比較
期末手当 勤勉手当	(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.250月分 1.050月分 12月期 1.275月分 1.075月分 計 2.525月分 2.125月分	同じ
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	同じ
	退職手当 (支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19,6695月分 24,586875月分 勤続25年 28,0395月分 33,27075月分 勤続35年 39,7575月分 47,709月分 最高限度額 47,709月分 47,709月分	同じ
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%) 退職時の特別昇給 無	同じ
地域手当 (令和7年4月1日現在)	支給割合2%	同じ (国基準による支給割合2%)
管理職手当 (令和7年4月1日現在)	技監20/100、町参事19/100、課長17/100、課参事13/100、副課長12/100	異なる 7級 88,500円~66,400円 6級 72,700円~51,900円 5級 59,500円~49,600円
特殊勤務手当 (令和6年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合 3.9% 支給対象職員1人当たり平均支給年額 3,200円 手当の種類(手当数) 感染症防疫作業手当(1)	異なる
時間外勤務手当	6年度 支給総額 52,323千円 支給対象職員1人当たり年額 471,378円	同じ
	5年度 支給総額 46,928千円 支給対象職員1人当たり年額 419,001円	
扶養手当 (令和7年4月1日現在)	配偶者 3,000円 (年度未満22歳までの)子 11,500円 その他の扶養親族 6,500円 年度初め満15歳~年度未満22歳の子加算額 5,000円	同じ
住居手当 (令和7年4月1日現在)	借家居住者 月額16,000円以上の家賃を払っている職員 最高28,000円	同じ
通勤手当 (令和7年4月1日現在)	交通機関の利用者 実費支給 支給限度額は1か月あたり55,000円 6か月定期券等の価格による一括支給	異なる (支給限度額は1か月あたり150,000円)
	交通用具利用者 通勤距離に応じた月額 2km ~ 60km以上 2,000円 ~ 31,600円	異なる 2km ~ 60km以上 2,000円 ~ 38,700円

(注) 退職手当については、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入していますので、支給率は本組合条例で定められています。

問い合わせ先 総務課 人事係 (内線222)

○詳しい内容は、町ホームページに掲載します。

農業者の支援制度について

農業委員会では、農地の権利移動の許可や農地転用に関する兵庫県への意見送付など、効率的な農地利用を促進するための審査を行っています。

また、農地法に基づく業務として、担い手農家や農業法人等への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止や解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化にも取り組んでいます。

今後、認定新規就農者を目指して新規就農を予定している人や、規模を拡大して地域の担い手になるようとする人に向けて、下表のとおり主な支援制度をご案内します。

○『認定新規就農者を目指し、新規就農する人』向け

事業名	支援内容
就農準備資金 ・経営開始資金	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）及び就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。
青年等就農資金	新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。
経営発展支援事業	就農後の経営発展のために、機械・施設等の導入を支援します。

○『就農希望者を新たに雇用する農業法人・認定農業者等』向け

事業名	支援内容
雇用就農資金	雇用就農者の確保・育成を推進するため、就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を交付します。
新規就農支援事業 補助金	事業継承や次世代の指導者の確保等を行うため、新たな雇用を行う農業法人等に対して、農業法人等がその雇用者等に支払う給与を支援します。（3年以内）

○『規模拡大を図ろうとする農業者等』向け

事業名	支援内容
不作付地耕作支援 補助金	3年以上作物の作付を行っていない農地を新たに借り受けて水稻等を作付し、収穫物を販売出荷した農業者等に対して補助金を交付します。
地域農業構造転換 支援事業補助金	地域の中核となって農地の引き受け等を行う担い手に対して、経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。
担い手確保・経営強化 支援対策事業補助金	経営面積の拡大、低コスト化、品目転換などに取り組む担い手に対して、必要となる農業用機械等の導入を支援します。
農地利用効率化等 支援交付金	地域の担い手が規模拡大等の経営改善に取り組む場合に必要となる農業用機械・施設の導入を支援します。
農業法人活性化支援事業 補助金	農業法人等の経営発展段階に応じ、経営の多角化・高度化に必要な農業機械等の導入経費や活動経費を支援します。

（※各事業にはそれぞれ交付要件等が設けられており、補助率または補助額等が定められています。また、応募時期や補助対象期間が決まっている事業もあります。なお、事業名及び支援内容等は今後変わる場合があります。）

上記以外にも各種補助事業がありますので、興味のある人、または制度等について聞きたい人は、農業委員会または農林振興課農政係までご相談ください。

問い合わせ先 福崎町農業委員会 ☎22-0560（内線315）

福崎町農林振興課農政係 ☎22-0560（内線311・313）

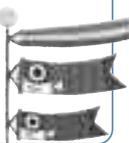




にこにこひろばで 作って遊ぼう！

申込みは不要です。材料はこちらで用意します。
9:30～11:00の都合のよい時間におこしてください。
対象 就園前の子どもとその保護者
定員 15人程度 場所 にこにこひろば

- ☆ 3月の製作『イースターバッグ』
3月26日(木) 製作時間：約20分
※春休み中の園児さんどうぞ。
- ☆ 4月の製作『こいのぼり』
4月16日(木) 製作時間：約20分



子育て講座



劇団たんぽぽ公演会 「3びきのこぶた」他

小さい子ども向けの短い作品と、手遊び・歌遊びの公演です。

日時 4月18日(土) 10:00～11:00
場所 にこにこひろば
公演 劇団たんぽぽ(太子町)
対象 就学前の子どもとその家族
申し込み先 にこにこひろば
※土曜日の開催です。
お兄ちゃん、お姉ちゃんも
ご一緒におこしてください。



「ちゅちゅ こっこの会」(0歳児の集い) ～ふれあいのうた・ことばで 乳児とあそぶ たのしい時間を～

赤ちゃんとあそぶときになにより大切なのは、おとながリラックスしているということ。

赤ちゃんと一緒にあそびうた(わらべうた)や絵本を読んだり、おとなはストーリーテリングをききます。親子あそびで、楽しい時間をすごしましょう。

日時 3月17日(火) 10:00～11:00
対象 令和7年4月2日以降生まれの乳児と保護者
場所・申し込み先 ともだちひろば

個別相談(1日3組まで)

3月17日(火)・4月21日(火) 10:00～14:00
場所：文化センター 2階 和室 ※託児あり
専門相談員：大内和恵
※申し込みは下記の3施設で受け付けます。

令和8年度

西部子育て学習センター

(ともだちひろば)の

グループ活動に参加しませんか？

申込
受付中

対象 町内在住で、就園前の子ども(入園していないR2.4.2～R8.4.1生まれの子ども)とその保護者
活動日 令和8年4月～令和9年3月
水・金曜日の月1回 10:00～11:00
活動場所 文化センター内 他
申込方法 ともだちひろばに申込用紙があります。必要事項を記入の上、お申し込みください。

申し込み・問い合わせ先 ともだちひろば



★行事への参加は、福崎町に在住の子どもとその保護者に限ります。

★子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス <https://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

ともだちひろば

(西部子育て学習センター)
火～金曜日 9:00～16:00

文化センター2階

☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど

(福崎子育て支援センター)
月～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00

福崎幼稚園内

☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば

(東部子育て学習センター)
月～木曜日 9:00～16:00

田原幼稚園内

☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することは Eメール ko-shien@town.fukusaki.lg.jp